

# 教育委員会会議録

令和5年8月3日（木） 午後1時30分 開会  
午後2時36分 閉会

## 1 議事日程

別紙のとおり

## 2 出席した委員等

飯田靖教育長、塩谷育代委員、岡田豊委員、度會秀子委員、河野明日香委員  
野杵晃充委員

## 3 出席した職員

判治忠明事務局長、伊藤尚巳次長兼管理部長、栗木晴久教育部長  
坂川智教育改革監、高木健一総務課長、細井徹財務施設課長  
長坂昌彦教職員課長、大谷健二福利課長  
小野内茂喜あいちの学び推進課長、橋本具征高等学校教育課長  
水谷政名義務教育課長、安楽孝幸特別支援教育課長、祖父江達夫保健体育課長  
兒玉真由美 ICT教育推進課長、上田真啓中高一貫教育室長  
山脇総合教育センター所長、川田敦行総務課担当課長、塚田祐介総務課課長補佐

## 4 前回会議録の承認

飯田教育長が各委員に諮り、前回の会議録は承認された。

## 5 教育長報告

飯田教育長が各委員に諮り、報告事項（2）公立学校教員の懲戒処分については、人事案件であるため、非公開にて報告を受けることとした。

### （1） 令和6年度（2024年度）採用愛知県公立学校教員採用選考試験第1次試験受験状況について

長坂教職員課長が、令和6年度（2024年度）採用愛知県公立学校教員採用選考試験第1次試験受験状況について報告。

飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(岡田委員)

欠席者数の割合が10.1%ということであるが、その要因として、新型コロナウイルス感染症や民間企業への内定等が考えられると思う。来年から教員採用選考試験を前倒しするとのことであるが、それにより欠席者数が減少すると思われる。どの程度減少するのか、見込みはあるのか。

(長坂教職員課長)

昨年度、県職員の採用試験を前倒してかなり受験者数が増えたので、民間企業への就職等他へ流れるのを防げるのではないかと期待を込めているものであり、なかなか見込むということは難しい。

多少なりとも欠席者が減れば倍率も上がり、教員の質の向上にも繋がると思うので、期待したい。

(2) 公立学校教員の懲戒処分について

非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

(3) 愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議（令和5年度第2回）について

橋本高等学校教育課長が、愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議（令和5年度第2回）について報告。

飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

(4) 併設型中高一貫校（第一次導入校）の「入学者選考の概要」の決定について

上田中高一貫教育室長が、併設型中高一貫校（第一次導入校）の「入学者選考の概要」の決定について報告。

飯田教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(度會委員)

一次検査と二次検査の間に、どの程度日数が空くのか。一次検査が通ったのかどうかが生徒には大きな問題である。

(上田中高一貫教育室長)

採点及び一次検査の結果通知も考えて2週間程度空ける予定である。

(度會委員)

一次検査通過者が募集人員の2～2.5倍ということは、全員が二次検査に合格できる、というわけではない。小学校6年生にとっては気持ちの面で与える影響が大きいので、できればほぼ合格できるという人に、二次検査を受けさせてあげたいと思う。

(岡田委員)

適性検査の中で思考力、判断力及び表現力を測る試験をマークシートで行うということであったが、具体化検討委員会の中で、これに関してどのような意見が出たのか。

(上田中高一貫教育室長)

具体化検討委員会では、特に反対意見等はなかった。

(飯田教育長)

前回報告時は全問マークシート方式で考えていたが、全問選択式とし、マークシートだけではなく、選択した回答を記入する、という方法も取り入れた。

(岡田委員)

選択式に変わりはないということか。

(飯田教育長)

変わりはない。大学入試センター試験等でも判断力を測る作問ができていますので、選択式でも問題ないと考えています。

## 6 請願

請願第13号 県民の日学校ホリデーは、こども、県民（学校職員等も含む）、「日・土、祝日」同様の対応、法整備、を求める請願

飯田教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(岡田委員)

県民の日学校ホリデーの主旨について、お聞きしたい。

(橋本高等学校教育課長)

学校教育法施行令が定める家庭及び地域における体験的な学習活動等のための学校休業日として創設したものであり、学校休業日の分散化や保護者の有給休暇の取得を促すことも目的としている。

(度會委員)

有給休暇を取得しない教職員もいるということか。

(橋本高等学校教育課長)

教職員にとっては勤務日であり、有給休暇の取得を強制するものではないので、取得しない教員もいる。

(野杵委員)

教職員の有給休暇の取得状況について教えて欲しい。

(橋本高等学校教育課長)

具体的な数値を持ち合わせていないが、基本的に教職員の取得率は低いので、有給休暇を取得するというのが教職員にとって一つの目標となっている。

(河野委員)

現時点でどの程度の教職員が有給休暇を取る見込みなのか。また、どのように過ごせばいいのか、といった説明等はあるのか。

(橋本高等学校教育課長)

人数までは申し上げることができないが、家族で過ごすことが一つの目的であるので、有給休暇を取得し、家庭で過ごす時間を設けてもらえればと思っています。

(野杵委員)

民間企業では、年間最低5日間は有給休暇を取得するように定められているが、平日5日間連続で取得し、休日と合わせて7日、10日取得する等、できるところからやっていくという企業もある。教職員は夏休みや業務の負担が少ない時期に、まとめて5日間取ることはできるのか。

(橋本高等学校教育課長)

授業の関係もあるので、まとめて取得することは難しいが、長期休暇中にま

とめて取る教職員もいる。

(野杵委員)

最低5日間は取得できているのか。

(橋本高等学校教育課長)

最低5日間の有給休暇を取得するという事は一つの基準となっているので、そのように話をしている。

(飯田教育長)

県民の日学校ホリデーは、もともとは愛知県のワークライフバランスと地域経済の活性化の両方を成り立たせようとしたもの。お盆やゴールデンウィークに休日が集中するので、企業にも、他の時期に積極的に有給休暇を取得できるようにお願いをしているところである。

学校現場では、保護者と児童生徒と一緒に過ごせる仕組みを作っていくという形で、2つの面から施策を考えている。

1つ目が、県民の日学校ホリデーであり、学校を休業日とすることで児童生徒が休み、それに合わせて保護者が有給休暇を取得する。昨年度、県政150周年に合わせて県民の日を設定した。また、県民の日の前週をあいちウィークとし、その期間であれば県民の日の変更を可能としているので、学校の都合に合わせて休業日を設定できるようにしており、それぞれで休業日が異なってくる。

2つ目がラークーションである。保護者が有給休暇を取得した場合、それに合わせて学校を欠席しても、校外学習が目的であれば欠席扱いとしない。

県民の日学校ホリデーは学校を休業にするものなので、教職員は通常勤務となる。ただ、保護者である教職員もいるので、このような制度が普及することで教職員も有給休暇を取得しやすくなると考えている。今後、定着させていきたい。

請願第14号 教員の命と健康および将来の教員のために、教員の担う必要のない業務について、明確にして整理をすることを求める請願

飯田教育長が各委員に諮り、「賛成者少数」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(塩谷委員)

時間外在校等時間が月80時間超過の職員の縮減から、令和3年度からは月45時間超過の教員の縮減に努めると目標が設定され直しているが、それにより逆に浮かび上がってきている問題はないのか。

(長坂教職員課長)

月45時間の時間外勤務についてはかなりハードルが高く、1日平均2時間の残業ということになる。教員にもそれぞれやりたいこともあり、様々な思いもあるので難しいが、バランスを図りながら時間外在校等時間が月45時間以内に収まるよう、努力していきたいと思う。

(塩谷委員)

バランスを図るとは具体的にはどのようなことか。

(長坂教職員課長)

他の学校ではこのような取組がある、というような具体的な事例を伝えていくのが良いかと考えている。

(塩谷委員)

具体例として挙げられる学校はあるのか

(長坂教職員課長)

年度当初は業務量が多いので、ある学校では4月だけ授業数を減らし、他の業務に時間を割くといった取組をしており、とても効果的とのことである。

(度會委員)

請願事項に、長時間勤務に関する事例について分析を行い、対応について明確にすることとあるが、何か取り組んでいることはあるか。

(長坂教職員課長)

教員の業務内容については、各学校の実情や特色があるため明確な基準を設けることは困難であるが、例えば高等学校では、部活動指導に係る業務負担が大きく、週休日に行う部活動指導や、日々の授業に向けた教材の準備等に時間がかかる状況である。小学校、中学校では、授業準備や清掃活動、保護者への対応等に多くの時間を費やす状況がある。業務の負担軽減に向けて、授業プリントの印刷や清掃業務など、事務補助的な業務を担うスクール・サポート・スタッフや校務補助員の配置、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置、単独で部活動の指導や大会への引率等を行う部活動指導員の配置など、外部人材の積極的な活用に取り組んでいる。

(塩谷委員)

先日、鹿児島で開催されている全国高等学校総合文化祭開会式に出席した。生徒たちが、コロナ禍で出場できなかった先輩の思いも背負って本番に向けて練習してきており、本当に素晴らしいものであった。児童生徒たちが部活動で学ぶことは多いが、逆に、大人が部活動に取り組む児童生徒たちから学ぶことも多くあると感じた。

請願の内容にもあるが、長時間勤務に関する分析を行って削るべきものは削り、児童生徒たちのために残すべきものは残してほしい。

(岡田委員)

請願にもあるように、教員の多忙化として部活動が挙げられるが、本来教員の業務ではない業務負担があると思う。徐々にではあるが、各市町村の取組により、学校支援員や校務補助員等活用して進んでいるのは確かである。

しかし、実際まんべんなく広く活用されているかということそうではない。県ではモデル事業を行っているが、モデル事業のみならず広く拡大するように、思い切った取組をしてほしいと思う。教員が本来すべき業務に専念できる環境が非常に大事である。

(飯田教育長)

本来児童生徒と向き合う時間、その他雑多なものに使う時間等色々あると思うが、請願者の言うとおりにしっかり仕分けをしなければならない。児童生徒にとって残していかないといけないものは、多少無理をしてでも残さないといけないと思うが、不要なものはある程度はつきり切る、他のものに代える等していきたいと思う。特に、中学校教員において一番負担なのは部活動であるので、部活動指導員の質をしっかり確保した上で活用していきたい。また、児童生徒の私生活に関する相談等についても、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用し、モデル事業で終わらないようしっかり取り組んでいく。教員には児童生徒としっかり向き合ってもらい、この学校で何を学べたか、何を得られたのかを実感できる教育をしていかなければならない。

## 7 議案

### 第22号議案 令和6年度愛知県公立高等学校入学者選抜方法の基本方針及び基本事項について

橋本高等学校教育課長が、令和6年度愛知県公立高等学校入学者選抜方法の基本方針及び基本事項について請議。

飯田教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(岡田委員)

欠員が非常に増えてきているという中で、二次選抜を受けられる条件が非常に厳しい。そのあたりを改善して、できる限り受けさせられるような改善ができないのか。入学者選抜方法協議会議にかける等はしないのか。

(橋本高等学校教育課長)

二次選抜を受けるにはその時点で進路が決まっていない生徒に限られるため、厳しいという意見もあるが、現段階でその予定はない。

(岡田委員)

欠員はどのように減らすのか。

(橋本高等学校教育課長)

まずは学校の魅力を伝えて、選んでもらいたいと考えている。

(栗木教育部長)

現状の制度を変えるということは、志望校の合格が出ていても二次募集をしている高校があった場合、そちらを良いなと思うことがあれば、志望校の合格を返上して受験できるという制度になる。仮に私立高校に合格している場合、その合格を返上することになり、私立高校の経営に影響するため、私立高校への配慮が必要となってくる。

昔から私立高校経営者や私立高校教員とも議論してきているが、まず公立高校の合格自体が辞退できるのかどうか。全く可能性がないとも言えないが、複雑な議論である。

定員割れについては、子供の減少及び全日制課程への進学減少と合わせて募集

人員も減らせば欠員は減るが、どんどん減らしていくことが適切かどうか、教員の配置数等の問題もある。欠員が出ることはある程度想定しており、以前は私立高校に多かったが、様々な施策、就学支援の結果、公立高校に増えてきている。

県立私立ともに危惧しているのは、全日制高校を選択しない生徒の増加である。多様な学びの場を準備しながらも全日制高校の魅力をあげることによって解決していきたいと考えている。

8 協議題

なし

9 その他

なし

10 特記事項

- (1) 飯田教育長が今回の会議録署名人として野杵委員を指名した。
- (2) 請願第13号「県民の日学校ホリデーは、こども、県民（学校職員等も含む）、  
「日・土、祝日」同様の対応、法整備、を求める請願」及び請願第14号「教員の命と健康および将来の教員のために、教員の担う必要のない業務について、明確にして整理をすることを求める請願」について、請願者から口頭陳述したい旨の申し出があり、飯田教育長が、前回会議録の承認後、5分以内に限り口頭陳述することを許可した。
- (3) 傍聴人 2名